

Ryukoku University



教職課程 F D 研修会

教職課程認定申請内容の確実な履行に向けて

2023年12月18日

龍谷大学社会学部教務課 小野 勝士

1. 認定後の課程の維持で重要な点
2. 科目関係
3. 教員関係

1. 認定後の課程の維持で重要な点

■科目関係

必修・選択必修科目の管理

- (1) シラバス (毎年度)
- (2) 科目設定 (課程認定後の変更時)

■教員関係

- (1) 必要最低教員数 → 退職教員の補充人事の際に注意
- (2) 業績管理 (直近10年間分しか記載できない)

2. 科目関係

(1) シラバス（毎年度）

- ・教職専門科目・特別支援教育に関する科目についてはコアカリ対照表をもとに含むべき事項が含まれているか確認する必要がある。
- ・コアカリキュラム対照表については、課程認定申請時にのみ提出が求められ、以降は提出する機会がない。

「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（2021/5/7策定）において「法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているか」という点検項目が例示されている。

本学の対応：毎年度、自己点検・評価で確認している。

教職課程認定大学等実地視察での指摘（以下報告書より）

- シラバスにおいて、実際には必要事項を扱っていることが確認できたが、**教職課程コアカリキュラムを満たしているかが判然としないものが見受けられた。**また、見学した授業も教育職員免許法施行規則に規定する事項を踏まえたものになっているか判然としなかった。**シラバスや授業について担当教員に任せるのではなく、全学的なチェック体制を確立することが望ましい。** <2022>
- 「各教科の指導法」の授業科目のシラバスにおいて、**模擬授業を取り扱っていることが明確でないものが見られた。**教職課程コアカリキュラムを踏まえ、確実に取り扱うよう検討すること。 <2022>
- 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の授業科目において、「学校安全への対応」について、事項の趣旨に照らして十分な内容を取り扱っていることが確認できないシラバスが見られた。教職課程コアカリキュラムを参照の上、施行規則に定める事項の趣旨に照らして適切な授業内容及び表記となるよう、再度検討すること。 <2021>
- 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の授業科目において、「情報機器の活用」について、事項の趣旨に照らして不十分な内容となっている科目が見られた。教職課程コアカリキュラムを参照の上、施行規則に定める事項の趣旨に照らして適切な授業内容となるよう、再度検討すること。 <2019>

2022年度の課程認定審査においても指摘多数（[審査結果の公開サイト](#)より）

- 授業科目「教育相談及び進路指導」（のシラバス）について、「進路指導・キャリア教育の意義及び理論」の内容が十分にあるか判然としないため、コアカリ（1）の内容を授業計画において充実させること。
- 授業科目「教育原理」（のシラバス）について、「教育に関する歴史」の内容が判然としないため、コアカリ（2）2）の内容が含まれていることが分かるよう、授業計画において明確化すること。
- 授業科目「発達の多様性に応える教育」のシラバスについて、教職課程コアカリキュラム「（2）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法」の内容が判然としないため、内容が含まれていることが分かるよう、明記すること。
- 授業科目「教育心理学」のシラバスについて、コアカリキュラム（2）2）3）の内容が判然としないため、含まれていることがわかるように授業計画において明確化すること（動機付け及び学習評価の内容を扱っていることがわかるよう、具体的に扱う内容を授業計画に括弧書き等で記載する等）。

2. 科目関係

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

コアカリ（2）学校と地域との連携

到達目標

1）地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。

シラバスの授業計画の記載

第XX回：地域連携の社会学－連携が問われる社会

→ 到達目標1）を満たしているかどうか不明確

改善案

①授業計画を一般目標に寄せる

地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法

②授業計画にサブタイトルorキーワードを振る

地域連携の社会学－学校教育活動の意義及び方法－

③授業計画とあわせ、1文程度添える

学校と地域との連携

地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法について扱う。

(2) 科目設定（課程認定後の変更時）

- ・ 教科に関する専門的事項に関する科目の一般的包括的内容を含む科目の変更時に注意。
- ・ 各学部の専門科目を充てることから、変更にあたっては学部の意向に沿うことが多く、教職課程主管部署がリードしきれない部分がある。

実地視察報告書より

- 中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する科目」は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。しかしながら、一般的包括的内容を扱う授業科目が教職課程履修学生の必修又は選択必修科目に位置付けられていなかったり、必修又は選択必修科目において一般的包括的内容を扱っていることが確認できなかつたりする課程があった。教職課程において学修させるべき内容が適切に取り扱われるかどうかを確認の上、適切に授業科目の位置付け及び整理を行っていただきたい。〈H29〉

一般的包括的内容を含む科目

その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであること、特定の領域に偏っていないものであることとし、学生の科目履修の際に一般的包括的な内容が担保されるものであることとする。 <課程認定審査の確認事項2 (1)>

■地理歴史

- ◇日本史
- ◇外国史
- ◇人文地理学・自然地理学
- ◇地誌

■保健体育

- ◇体育実技
- ◇「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
- ◇生理学（運動生理学を含む。）
- ◇衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

2. 科目関係

↓令和6年度開設用手引き（105頁）

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

2006年度までは変更届案を郵送またはFAXにて送付。文科省にて確認を終えた後に提出するという流れであったが（文科省による事前確認は届出の要件ではない）、2007年度から文科省の事前確認はなくなった。

■平成22年度改訂版手引き（132頁）

4 変更届の提出にあたっての注意事項

- ・変更届を提出する前に、大学が、以下の点を必ず確認すること。

- 法令や審査基準などを満たしているか
- 書類に不備がないか など

（平成18年度までは大学が変更届（正本）を提出する前に変更届（案）を文部科学省へ提出していたが、平成19年度から変更届（案）を提出する必要はないこととしている。）

2. 科目関係

- 教務に関する事故は資格課程（教職）で起こることが多い。
- 多くは認可後の資格課程の科目変更起因している。
- 科目設定のルール不知、制度改正の不知が原因であるものの、学内のだれも気付いていない。→ 特定の担当者に任せきりになっている。
- 組織的に点検できる仕組みが必要。
 - 例) 毎年度、時間割編成の全学方針を提案する際に、資格課程の科目を兼ねる科目の変更については事前に資格課程の統括部署に相談するようアナウンスする。
- 先生方には自分の担当科目が変更となることで資格課程に影響しないか事務局に確認していただく。

(1) 必要最低教員数 → 退職教員の補充人事の際に注意

専任教員は、大学設置基準の必要専任教員数であり、かつ教科・教職専門科目の科目担当の場合、教職課程認定基準上の専任教員でもある。

後任補充は、教職課程認定基準上の最低数への影響を考慮しなければならない。

(2) 業績管理

教職課程における教員審査の特徴

- ①常勤（専任）、非常勤ともまったく同列に扱われる。
- ②職階について指摘されることはない。
- ③授業科目ごとに業績を記載する。
- ④直近10年間分しか記載できない。

教育又は研究上の業績及び実績の考え方

平成23年3月9日

課程認定委員会決定

一部改正 令和元年12月12日改正

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）3（3）に規定する教育又は研究上の業績及び実績に関する審査については、以下のとおり考えることとする。

1. 基本的な考え方

- 認定を受けようとする課程の授業科目の担当教員は担当する授業科目に関連した分野の業績及び実績を有することが必要である。

例えば、教科及び教科の指導法に関する科目の「各教科の指導法」を担当するのであれば、当該教科の指導法に関する業績等が必要であり、単に当該教科の内容に関する業績等のみでは不十分である。

- 単に著書や学術論文等の有無により審査を行うものではないが、**担当する授業科目に関連した分野の著書や学術論文等が全くない場合には、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であるとは認められない。**

3. 教員関係

2. 教員等の実務経験のある教員についての取扱い

- 教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文がない場合には、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等を有することが必要である。
- 上記の発表記録や著作等には、実務経験からくる実務の経験知・識見のみならず、知見の理論化や一般化に係る内容が包含されていることが必要である。

3. 担当教員の業績及び実績の考え方

- 「各教科（保育内容）の指導法」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の授業科目を担当する教員の業績については、大学生や成人を対象とした研究業績等のみでは不十分であり、原則として学校教育段階の研究業績等が必要である。

3. 教員関係

- 「教育に関する理念並びに教育に関する歴史及び思想」など、複数の要素を取り扱う事項の授業科目を担当する教員については、当該授業科目で中心となる要素に関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。
- 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」における発達及び学習の過程を両方含んだ授業科目を担当する教員については、発達心理学又は学習心理学のいずれかに関する研究業績等を有し、当該授業科目の内容からおおむね担当できるとみられる場合には、原則として担当「可」とする。

No.98

Q 活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。

A 論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての**定量的な基準は設けられていない。**

No.97

Q 活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。

A 業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、（あくまで目安であるが）**活字の総執筆分量が1桁ページの場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高い**ため、留意いただきたい。

3. 教員関係

No.101

Q 自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、（著書）の「活字業績」として扱ってよいか。

A 出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ（著書）として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は（著書）として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「2 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。

No.100

Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいか。

A 広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の「2 作成した教科書・教材」欄への記載が可能。

3. 教員関係

No.96

Q 音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。

A 演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。

No.99

Q 学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。

A 活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。



**RYUKOKU
UNIVERSITY**